

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 人権・同和対策課	石田 祐子
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、義務教育課	
事業群名	④ 人権が尊重される社会づくり	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額 35,008	

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)</p> <p>県民一人一人が人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、県民があらゆる場や機会をとらえて人権について学ぶことができるよう取り組みます。</p>						<p>(取組項目)</p> <p>i)あらゆる場や機会をとらえた人権教育・啓発 ii)ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と療養所入所者の社会交流、入所者親族への生活援護 iii)教職員の人権意識及び指導力の向上</p>				
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	<p>(進捗状況の分析)</p> <p>あらゆる場や機会をとらえて、県民、企業・団体等職員、社会教育関係者などを対象とした講演会、研修会、イベントなどの開催や各種広報媒体による教育・啓発を行い、また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、極力中止とせず、オンラインにより開催するなど努めたが、目標値を下回る結果となった。近年ではインターネットによる誹謗中傷や性的少数者にかかる人権問題等も社会的問題となっており、人権意識醸成の重要性が増す中、令和3年度に改訂した「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、さらなる教育・啓発活動を推進していく必要がある。</p>	
	人権意識を持って生活していると思う人の割合	目標値①	/	80%	81%	82%	83%	84%		84% (R7)
		実績値②	78.7% (R2)	76.2%	73.6%	/	/	/		進捗状況
	達成率②/①	/	95%	90%	/	/	/	遅れ		

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R3目標	R3実績		達成率
				R4実績					R4目標	R4実績		
				R5計画	R5目標							
				事業実施の根拠法令等				事業対象				
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)									
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	人権・同和問題啓発推進事業	21,706	10,454	19,475	講演会や研修会、啓発イベントの開催、企業・団体への講師の派遣、また、市町と連携した人権啓発活動などを行い、人権啓発の推進を図った。 コロナ禍の中、感染対策を講じた上で会場の定員の半数程度で実施したり、オンライン研修に変更したりするなど、できる限り実施するよう努めた。 また、性の多様性理解促進のため、テレビCMや各種研修会等において啓発を行った。	【活動指標】	16,800	21,687	129%	●事業の成果 ・あらゆる場や機会をとらえて、講演会や啓発イベント等を行った。 ・参加者数は研修場所の変更等により、参加者数が制限されるなど、目標に達しなかったものもあるが、理解し行動意欲を示した人の割合は96%となり、参加者への人権に対する理解と認識を深めることができた。 ・また、近年、関心が高まっている性的少数者の人権に関して、テレビCM放映や各種研修会等で取り上げるなど、重点的に啓発に取り組み、県民、企業への理解を深めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・講演会や啓発イベント等を開催し、県民の人権・同和問題に対する認識と理解を深めることができた。また性の多様性に関する啓発の取組により、県民が人権意識を持って生活することに寄与した。
				19,681	10,152	19,132		講演会、研修会等参加者数(人)	19,800	16,328	82%	
				19,975	9,814	19,290		性多様性に関する研修会等参加者数(人)	16,800			
								【活動指標】	2,200	4,604	209%	
								性の多様性に関する啓発イベントの実施回数(回)	2,800	3,315	118%	
								【活動指標】	3,000			
								性の多様性啓発イベントの実施回数(回)	1			
								【成果指標】	90	97	107%	
								研修会等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合(%)	90	96	106%	
								【成果指標】	90			
			性の多様性に関する研修会等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合(%)	90	96	106%						
			【成果指標】	90								
			LGBTの認知度(%) (「聞いたことがあり意味も知っている」と回答した人の割合)	52								
			人権・同和対策課	○	—	—	県民、企業・団体職員や、公務員、消防職員など人権に関わりの深い職業に従事する者等					

取組項目 i	○	2	社会人権・同和教育推進事業	7,502	7,330	15,580	オンラインによる研修会の開催を取り入れる等、参加体制の工夫を図ることにより、受講者確保に努めた。また、グループワークを取り入れた意見交流を行い、人権問題に対する理解を広げることにも努めた。さらに、市町及び市町教育委員会と連携して、人権・同和教育指導者の活用について協議を行った。人権・同和教育指導者の資質向上のための研修会においては、人権学習のプログラムを作成するとともに、それぞれの学習プログラムを市町や指導者で共有し、人権教育研修会等で活用するなど、研修会参加者の活動の場の創出につなげた。	【活動指標】	1,800	2,229	123%	●事業の成果 ・オンラインを取り入れた開催方法の工夫や参加者が振り返りを行い、参加者による意見交流を取り入れた研修内容としたことで、学びの共有化が図られ、学んだことを生かそうとする実践意欲の向上につなげることができた。また、市町及び市町教育委員会と連携し、人権・同和教育指導者の活用に関する協議を行ったことにより、指導者の活動割合の増加につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・指導者講座参加者数の増加や研修会等参加者の行動意欲の割合は目標値を上回ったが、人権・同和教育指導者の活動の割合は目標を下回った。しかしながら、活動者の割合は増加しており、人権教育・啓発の裾野が広がり、県民が人権意識を持って生活することに一定寄与した。
				8,209	7,533	15,362		研修会等参加者数(人)	850	823	96%	
				9,024	8,370	15,432		【活動指標】	85	80	94%	
				—	—	—		指導者講座参加者数(人)	85	106	124%	
			○	—	—	【成果指標】	90	98	108%			
			人権・同和対策課	○	—	—	社会・学校教育関係者等	研修会等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合(%)	90	100	111%	
取組項目 ii	○	4	人権教育啓発センター活動推進事業	4,304	4,304	3,895	ホームページ等による人権に関する情報提供や、図書・ビデオの購入及び貸し出し、さらに、人権に関する悩みや研修等に関する相談対応を行うことで、人権問題についての啓発推進、学習・研修活動の支援を行った。	【活動指標】	40	36	90%	●事業の成果 ・ホームページや啓発冊子などによる各種情報提供や、図書・ビデオの貸し出し、人権に関する学習・研修支援などを通して、人権に対する県民の理解と認識を深めることにつながった。
				4,164	4,164	3,826		ホームページ更新回数(回)	40	47	117%	
				4,388	4,388	3,858		【成果指標】	6,200	6,984	112%	
				○	—	—		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条	ホームページアクセス数(件)	6,200	6,506	
			人権・同和対策課	○	—	—	県民、社会・学校教育関係者、企業・団体職員	6,200	—	—		
取組項目 iii	○	5	人権・同和教育推進費	2,107	989	2,337	ハンセン病について、広く県民に普及啓発するため、入所者作品展の開催のほか、入所者を長崎県へ招いて社会交流を図る事業(里帰り事業等)を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、療養所への訪問や、患者の外出ができない状況が続き、事業の中止を余儀なくされた。また、ハンセン病療養所入所者への県広報誌による情報提供や親族に対する生活支援費の支給など、療養者への支援は継続して実施。	【活動指標】	1	0	0%	●事業の成果 ・入所者作品展は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度まで中止を余儀なくされたが、本事業はハンセン病についての普及啓発活動として有意義であるため、感染症の状況を注視しながら、事業の再開を図る。 ●事業群の目標達成への寄与 ・前年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により、普及啓発の取組等ができなかったが、過去の間違った認識を払拭するためにも継続して実施し、人権意識を持って生活する人の増につなげる。
				1,371	549	2,296		ハンセン病療養所入所者作品展の年1回の開催(回)	1	0	0%	
				2,695	1,823	2,315		【成果指標】	1,000	0	0%	
				○	—	—		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条	ハンセン病療養所入所者作品展の来場者数(人)	1,000	0	
			国保・健康増進課	○	—	—	ハンセン病療養所入所者及びその親族、県民	1,000	—	—		
取組項目 iii	○	5	人権・同和教育推進費	425	262	3,895	教職員の人権意識や指導力の向上を図るために、指導者用の人権教育啓発参考資料(「人権教育をすすめるために 第52集」)の作成・配布と、資料を活用した教職員研修会の実施を隔年で交互に行っており、令和4年度は、指導者用参考資料を作成し配布した。	【活動指標】	9	9	100%	●事業の成果 ・「人権教育をすすめるために 第52集」の作成にあたり、関係機関との連携を図るとともに、これまでの人権教育の学び直しや喫緊の人権課題に即した編集を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・多くの関係者の協力により「人権教育をすすめるために 第52集」を作成・配付し、積極的な活用を促したことで、人権意識の向上に寄与した。
				1,583	1,583	3,827		地区別研修会実施回数(回)	9	—	—	
				451	451	3,858		【成果指標】	100	95.9	95%	
			○	—	—	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条	研修目的達成率(%)	100	—	—		
義務教育課	○	—	—	公立小・中学校教職員	100	—	—					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i あらゆる場や機会をとらえた人権教育・啓発</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>地域住民、企業・団体等職員、社会教育・学校教育関係者等、様々な立場、年齢の方を対象に、いろいろな場や機会をとらえて、講演会、研修会、イベントなどを実施し、多くの県民の方に参加してもらい、理解と認識を深めてもらっている。しかしながら、女性、子ども、高齢者、外国人の方などへの人権侵害は絶えず、また、インターネットによる誹謗中傷や性的少数者にかかる人権問題等も生じてきており、あらゆる場面での人権意識醸成の重要性が増してきている。また、LGBT法の制定により、県民への性の多様性への理解増進のためのさらなる施策が必要となってくる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>様々な人権問題の解決のためには、人権全般についての理解や人権意識の醸成が大事であり、人権問題の本質や身近な問題、新しい問題などを取り上げた教育・啓発を、今後も継続して、いろいろな場や機会をとらえて行っていく。また、県内各地域での教育・啓発活動の推進のため、人権・同和教育指導者の人材育成についても継続して行っていく。併せて、性の多様性への理解増進のため、より効果のある啓発活動を実施していく。</p>
<p>ii ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と療養所入所者の社会交流、入所者親族への生活援護</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月31日現在、全国4療養所に37名の長崎県出身の方が入所している。 例年、ハンセン病の普及啓発と療養所入所者の社会交流を図るため、入所者の絵画や啓発パネルなどを展示した「入所者作品展」の開催や、入所者に一時帰郷していただく「里帰り事業」、本県の文化使節団を療養所に派遣する「郷土文化使節派遣事業」を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも事業を中止することとなった。 入所者の社会復帰については、入所者自身の高齢化や後遺症による身体障害に加え、依然として社会の偏見、差別等の問題も残されており、困難な状況にある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ感染症の状況を注視しつつ、普及啓発手段の多様化を検討する。 法の規定により、県は地域の実情を踏まえたハンセン病元患者等の福祉の増進を図る責務があり、今後もハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を図り、入所者の社会交流の場を提供していく事業に取り組む。 入所者親族に対しては、家庭訪問の実施により生活実態を把握し、法に基づく生活援護費の適正な支給に努める。
<p>iii 教職員の人権意識及び指導力の向上</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>令和4年度の「人権教育に関する教員の実態調査」では、「どのようなことをしていいかわからない」と答えた20代教員が63.8%、間違ったことをしないか不安だと答えた30代教員が54.3%と若手の教員の育成に課題があることが浮き彫りになったことに加え、「もう被差別部落への差別意識はない」と誤った認識をしている教員もまだいることが分かった。この結果について、指導者用参考資料「人権教育をすすめるために 第52集」に反映させ、若手教職員を中心に周知させる必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>令和4年度には、指導者用参考資料「人権教育をすすめるために 第52集」を作成し、令和5年度には、20代～30代の若手教職員を参加対象として、指導者用参考資料「第52集」を活用した「地区別人権教育研修会」を長崎県内9会場で開催し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	人権・同和問題啓発推進事業	講演会、研修会等について、性の多様性をテーマとするなど時宜に応じた内容となるよう見直しを行いながら実施していく。 また、関心が高まっている性的少数者の人権について、県民の性の多様性への理解を深めるため、啓発パレードの実施や企業等への性別記載欄見直しの働きかけなどを行っていく。	⑨	人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めてもらうために、継続して、講演会、研修会、イベント等による啓発を行っていくとともに、時宜に応じた人権課題をテーマとするなど内容について見直しを行いながら実施していく。 また、LGBT法の制定に伴い、地方公共団体でも性の多様性への理解増進のためのさらなる施策が必要であり、今後の国の動きを踏まえた検討を行っていく。	拡充	
			—	人権・同和对策課				
			人権・同和对策課					
取組項目 i	○	2	社会人権・同和教育推進事業	人権意識の高揚を図る資料づくりや参加者同士による学びの共有化を図る等、参加者の実践的な行動の感化につながる研修会運営を行っていく。また、市町及び市町教育委員会と連携し、県内各地域の人権教育・啓発の裾野を広げていくために、人権・同和教育指導者の活用機会の充実に焦点をあてた研修会を実施していく。	②	人権意識や態度、実践的な行動力の育成を図るために、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤とした研修会を継続的に実施する。また、人権教育・啓発の推進を図るために、指導者のスキルアップにつながる情報提供や実践した取組の情報共有の充実を図る。	改善	
			—	人権・同和对策課				
			人権・同和对策課					
取組項目 i	○	3	人権教育啓発センター活動推進事業	人権問題に関する様々な情報等の収集・提供などにより広報・啓発活動を推進するため、国の情報などを把握、参考にするなどホームページの内容を充実させ、関心が高まっている性の多様性に関する図書、ビデオ等の整備を図っていく。	②	本県の人権教育・啓発活動の中核的な拠点施設として、人権問題に関する様々な情報等の収集・提供などにより広報・啓発活動を推進するため、ホームページの内容充実や、時宜に応じた図書、ビデオ、パンフレット等の整備を図っていく。 また、年に数回開催している人権企画展をより効果的なものとするため、内容の充実や実施場所の検討を行う。	改善	
			H17-	人権・同和对策課				
			人権・同和对策課					
取組項目 ii	○	4	ハンセン病対策事業	新型コロナウイルスの影響が落ち着いてきており、順次「入所者作品展」「里帰り事業」を再開していく。入所者の高齢化や入所者数の減少に伴い、「郷土文化使節派遣事業」を廃止。 普及啓発資料の更新など、啓蒙活動の強化を図る。	②	本事業による、これまでの「入所者作品展」開催や、入所者に一時帰郷していただく「里帰り事業」など、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や入所者への社会交流の場を提供する事業として、意義深く効果の高いものとして長年取り組んできており、今後も支援を継続する。また、ハンセン病に対する認識が、若年層になかなか浸透できていないため、学校をとおして子供向けのパンフレットの配布など啓発の機会を増やす検討をしていく。	改善	
			S53-	国保・健康増進課				
			国保・健康増進課					
取組項目 iii	○	5	人権・同和教育推進費	教職員の人権意識及び指導力の向上を図るために、指導者用参考資料及び研修会による啓発は不可欠である。令和5年度は、令和4年度に作成した指導者用参考資料「人権教育をすすめるために 第52集」を活用するための研修会を実施する。	②	令和6年度の「人権教育をすすめるために 第53集」の作成に向け、人権教育に関する、喫緊の情報収集や課題の整理を行っていく。	改善	
			—	義務教育課				
			義務教育課					

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができてきているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点